

区立荏原児童遊園の一部廃止について

1. 概要

現在、都が進める都市計画道路放射2号線（特定整備路線）整備の事業用代替地として区立荏原児童遊園の一部について都への売却を進めることから、児童遊園の一部を廃止することとなった。

2. 経緯

- 都と町会において、これまで移転用地についての交渉が行われてきたが、適地がない状況である。
- 放射2号線事業実施において都より、また、町会会館の移転が必要な荏原一丁目町会より、荏原児童遊園の一部について事業用代替地として区へ協力依頼があった。
- 「品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例」（平成28年3月24日制定）においても町会および自治会を良好な地域コミュニティの維持と形成に関して区と協働する最大の相手方と位置づけている。
- 町会は地域住民の福祉と連帯感の醸成を図るとともに、自主的な活動を強化する重要な要であり、荏原一丁目町会は認可地縁団体であることから、その活動は極めて公共性が高い。
- また、町会の活動の場所としての会館は、地域コミュニティ、災害時活動等の場として地域住民にとって多面的な役割を担っており、公共的な側面の高い施設である。

3. 周知方法

- 近隣へのお知らせチラシによる周知（計画、工事の2回）
（※荏原一丁目町会による地域への説明、周知）

4. 位置図および平面図

